

## 法律の規定

（取得したデータの不当な使用の禁止）

第五条 指定事業者は、その指定に係る次の各号に掲げる特定ソフトウェアについて、当該各号に定める行為を行ってはならない。

- 一 **基本動作ソフトウェア** 他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該基本動作ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該個別ソフトウェアの利用状況に係るデータ、当該個別ソフトウェアの作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ（既に公開されているデータを除く。）について、これを当該他の個別アプリ事業者が提供する商品又は役務と競争関係にある商品又は役務の提供のために自ら使用し、又はその子会社等（独占禁止法第二条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に使用させること。
- 二 **アプリストア** 他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該アプリストアの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該個別ソフトウェアの売上げに係るデータ、当該個別ソフトウェアの仕様に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ（既に公開されているデータを除く。）について、これを当該他の個別アプリ事業者が提供する商品又は役務と競争関係にある商品又は役務の提供のために自ら使用し、又はその子会社等に使用させること。
- 三 **ブラウザ** 他のウェブサイト事業者が提示するウェブページの当該ブラウザによる表示に伴い当該指定事業者が取得した当該ウェブページの閲覧履歴（スマートフォンの利用者がブラウザを利用してウェブページを閲覧する際に当該ブラウザに記録される閲覧日時その他の履歴をいう。第十条第一項第三号において同じ。）に係るデータ、当該ウェブページの作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ（既に公開されているデータを除く。）について、これを当該他のウェブサイト事業者が提供する商品又は役務と競争関係にある商品又は役務の提供のために自ら使用し、又はその子会社等に使用させること。

## 〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 指定事業者又はその子会社等が競合サービス等へ使用することを禁止すべき非公開データとして何を規定すべきか。
2. 取得したデータの使用禁止の対象となる「競争関係にある商品又は役務」についてどのように考えるか。
3. 取得したデータの競争上の不当な使用の防止をどのように担保すべきか。

1. 指定事業者又はその子会社等が競合サービス等へ使用することを禁止すべき非公開データとして何を規定すべきか。

- ・ 指定事業者は、OSやアプリストア等の提供を通じて多種多様なデータを取得可能であり、これらを網羅的に捕捉できるようにする必要があるのではないか。
- ・ 市場や技術の変化によって、指定事業者が取得可能なデータが変化する可能性があることから、このような変化に柔軟に対応できるようにする必要があるのではないか。
- ・ 一方、指定事業者や、OSやアプリストア等を利用する関係事業者等の予見可能性を確保するため、可能な限り具体的なデータを例示すべきではないか。

▶ **第5条の規律の対象とすべき非公開データについて、公正取引委員会規則においてデータが生成される場面等に着目して網羅的にその類型を定めるとともに、ガイドラインにおいてその具体例などを定めることとしてはどうか。**

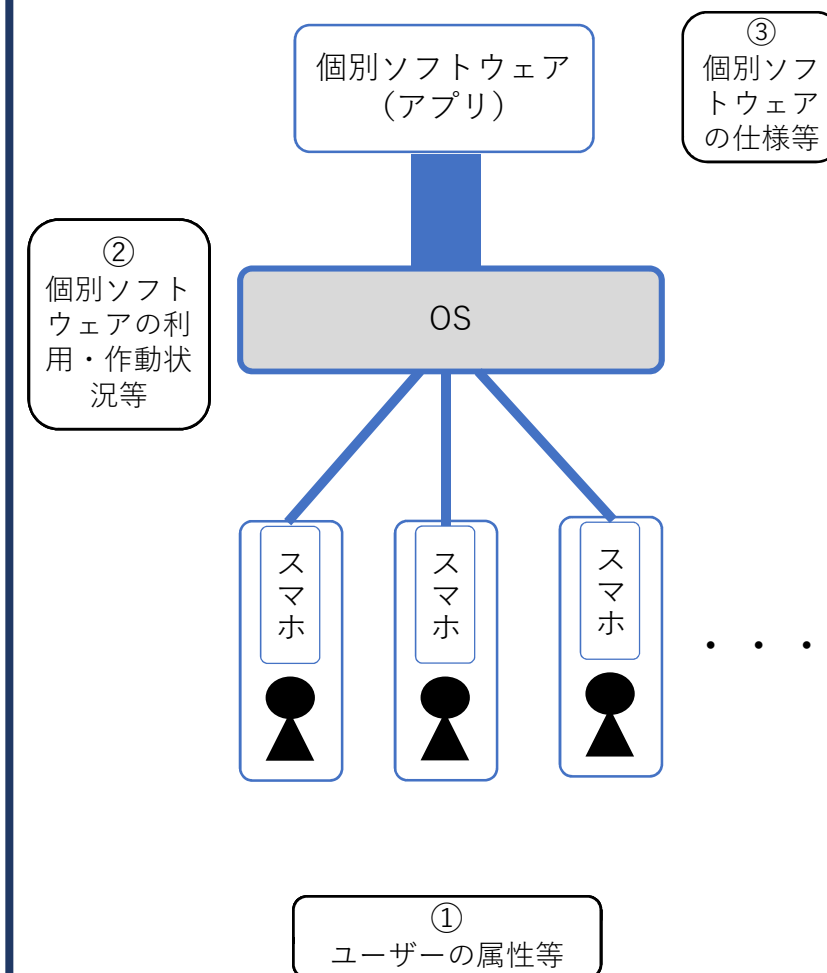
▶ **ガイドラインについては、市場や技術の変化等の実態を踏まえ、継続的に見直しを行い、必要に応じて、データの具体例の追加や改正を行うこととしてはどうか。**

### 3. 基本動作ソフトウェア事業者の不当な使用を禁止すべきデータ(案)

3

|                                | 具体例 ※公開データを除く                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①<br>ユーザーの属性<br>等              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の属性（氏名、年齢、性別、居住地、連絡先等）</li> <li>・端末固有のID（IMEI等）</li> <li>・IPアドレス</li> <li>・支払に必要なデータ（クレジットカード番号、金融機関・決済代行業者等の口座番号等）</li> </ul>                                                                                                                                                                          |
| ②<br>個別ソフトウェア<br>の利用・作動<br>状況等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ソフトウェアのインストール・アンインストールの状況</li> <li>・個別ソフトウェアの利用時間、利用期間及び利用頻度</li> <li>・個別ソフトウェアが利用したOS機能の利用状況</li> <li>・個別ソフトウェアの利用に係る位置情報の履歴</li> <li>・個別ソフトウェア内で開いた又は個別ソフトウェアがブラウザを立ち上げて開いたウェブサイトの履歴</li> <li>・個別ソフトウェア内における購入履歴その他利用状況</li> <li>・個別ソフトウェアの作動中のエラー</li> <li>・個別ソフトウェアの使用するメモリ及び消費電力その他の作動状況</li> </ul> |
| ③<br>個別ソフトウェア<br>の仕様等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ソフトウェアのサービス内容</li> <li>・個別ソフトウェアが利用するOS機能の一覧</li> <li>・その他個別ソフトウェアの技術的仕様</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                      |

図1. 基本動作ソフトウェア事業者の不当な使用を禁止すべきデータ

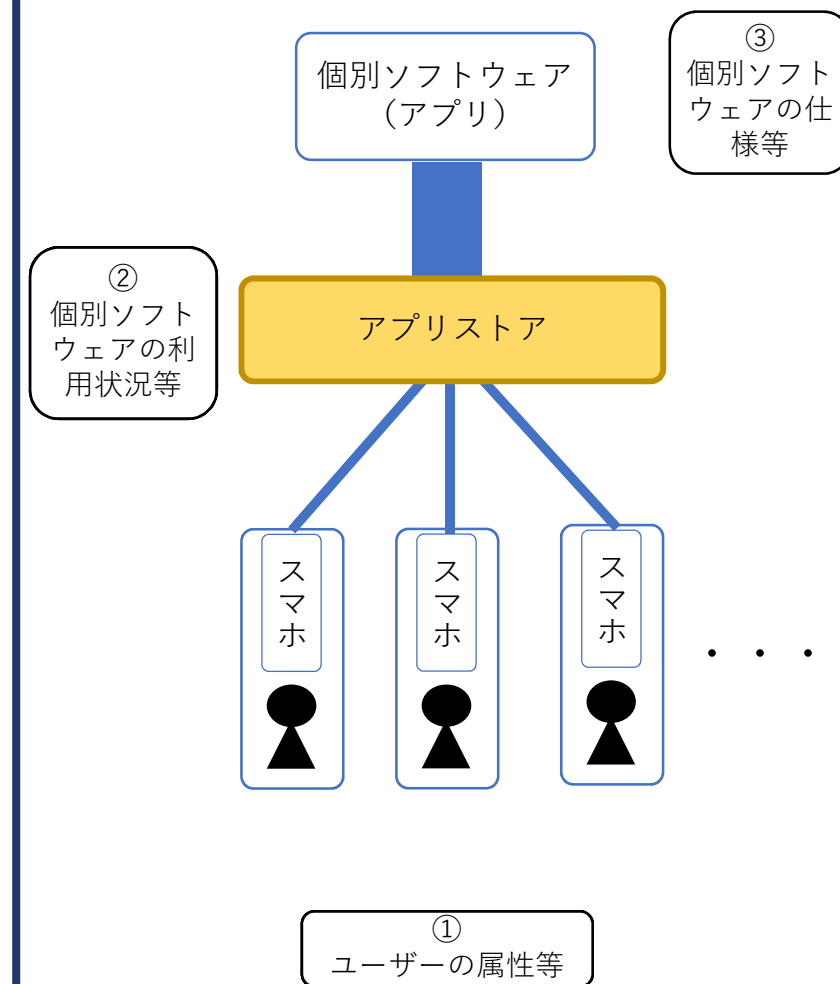


## 4. アプリストア事業者の不当な使用を禁止すべきデータ(案)

4

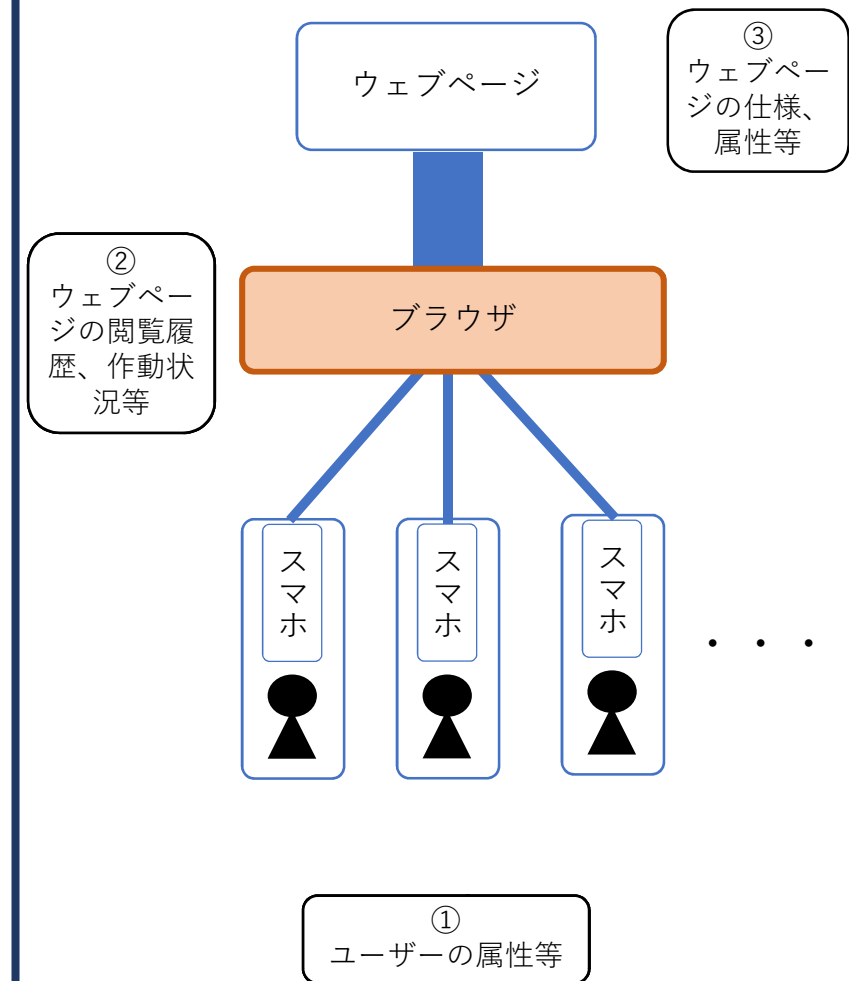
|                     | 具体例 ※公開データを除く                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①<br>ユーザーの属性等       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の属性（氏名、年齢、性別、居住地、連絡先等）</li> <li>・ 端末固有のID（IMEI等）</li> <li>・ IPアドレス</li> <li>・ 支払に必要なデータ（クレジットカード番号、金融機関・決済代行業者等の口座番号等）</li> </ul>                                    |
| ②<br>個別ソフトウェアの利用状況等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アプリストアへのアクセス、検索等の利用履歴</li> <li>・ 個別ソフトウェアのダウンロード、インストール・アンインストールの状況</li> <li>・ 個別ソフトウェア内における購入履歴</li> <li>・ 個別ソフトウェアに係る通知への反応</li> <li>・ 個別ソフトウェアに係る評価及びコメント</li> </ul> |
| ③<br>個別ソフトウェアの仕様等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別ソフトウェアのサービス内容</li> <li>・ 個別ソフトウェアが利用するOS機能の一覧</li> <li>・ その他個別ソフトウェアの技術的仕様</li> </ul>                                                                                 |

図2. アプリストア事業者の不当な使用を禁止すべきデータ



|                                | 具体例 ※公開データを除く                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①<br>ユーザーの属性<br>等              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の属性（氏名、年齢、性別、居住地、連絡先等）</li> <li>・ 端末固有のID（IMEI等）</li> <li>・ IPアドレス</li> <li>・ 識別子情報（アカウントID、cookie等）</li> <li>・ 支払に必要なデータ（クレジットカード番号、金融機関・決済代行業者等の口座番号等）</li> </ul>                                                                                               |
| ②<br>ウェブページの<br>閲覧履歴、作動<br>状況等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブラウザでの利用時間、利用期間及び利用頻度</li> <li>・ ブラウザが利用したOS機能の利用状況</li> <li>・ ブラウザから立ち上げた他の個別ソフトウェアの利用状況</li> <li>・ ブラウザにおける使用言語</li> <li>・ ブラウザでの閲覧履歴、ダウンロード履歴及びブックマーク</li> <li>・ ブラウザにインストール・アンインストールしたプラグイン及びプラグインの利用状況</li> <li>・ ウェブページの作動中のエラー、プラグインのクラッシュその他の作動状況</li> </ul> |
| ③<br>ウェブページの<br>仕様、属性等         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウェブページの総表示回数等</li> <li>・ ウェブページが利用するOS機能の一覧</li> <li>・ ウェブページが利用する個別ソフトウェアの一覧</li> <li>・ その他ウェブページの技術的仕様</li> </ul>                                                                                                                                                  |

図3. ブラウザ事業者の不当な使用を禁止すべきデータ



2. 取得したデータの使用禁止の対象となる「競争関係にある商品又は役務」についてどのように考えるか。

- ・ 法第5条は、取得したデータの使用について、競争上のイコルフットイングを図るための規定であり、また、取得したデータの活用はイノベーションに繋がり得ることから、例えば、指定事業者が提供するOSの処理速度等の改善のためにアプリのデータを使用する場合まで禁止するものではない。
- ・ 一方、指定事業者は取得した多種多様なデータを個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェア以外の競合商品やサービスの開発等のために転用可能であることから、そのような場合も、取得したデータの使用が禁止される「競争関係にある商品又は役務」に含めるべきではないか。

▶ **個別ソフトウェアのみならず個別アプリ事業者が提供する商品又は役務と競争関係にあるもの（例：スマートフォンと併せて利用される周辺機器）に対しても、取得したデータの使用が禁止される旨を、ガイドラインで規定してはどうか。**

3. 取得したデータの使用の防止をどのように担保すべきか。

- ・ どのようなデータをどのように競争関係にある商品等の提供のために使用したかは、外部からの検証が極めて困難であり、法第5条の規律の実効性を担保するための方策を併せて検討する必要があるのではないか。

▶ **法第10条においてデータの管理体制の開示義務を規定していることも踏まえ、指定事業者は、データの管理体制（データ利用に係る意思決定プロセス等の内部規律を含む。）の整備状況を開示するとともに、その実施状況について外部からの検証に必要な事項を公正取引委員会に報告することが求められる旨をガイドラインで規定してはどうか。**

(データの取得等の条件の開示に係る措置)

第十条 指定事業者は、その指定に係る次の各号に掲げる特定ソフトウェアについて、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 基本動作ソフトウェア 他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該基本動作ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得する当該個別ソフトウェアの利用状況に係るデータ、当該個別ソフトウェアの作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件（取得するデータの内容及びその管理体制を含む。以下この条において同じ。）及び当該他の個別アプリ事業者による取得に関する条件（取得の可否及び方法並びに取得できるデータの内容を含む。次号において同じ。）について、当該他の個別アプリ事業者の開示する措置

二 アプリストア 他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該アプリストアの利用に伴い当該指定事業者が取得する当該個別ソフトウェアの売上げに係るデータ、当該個別ソフトウェアの仕様に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件及び当該他の個別アプリ事業者による取得に関する条件について、当該他の個別アプリ事業者の開示する措置

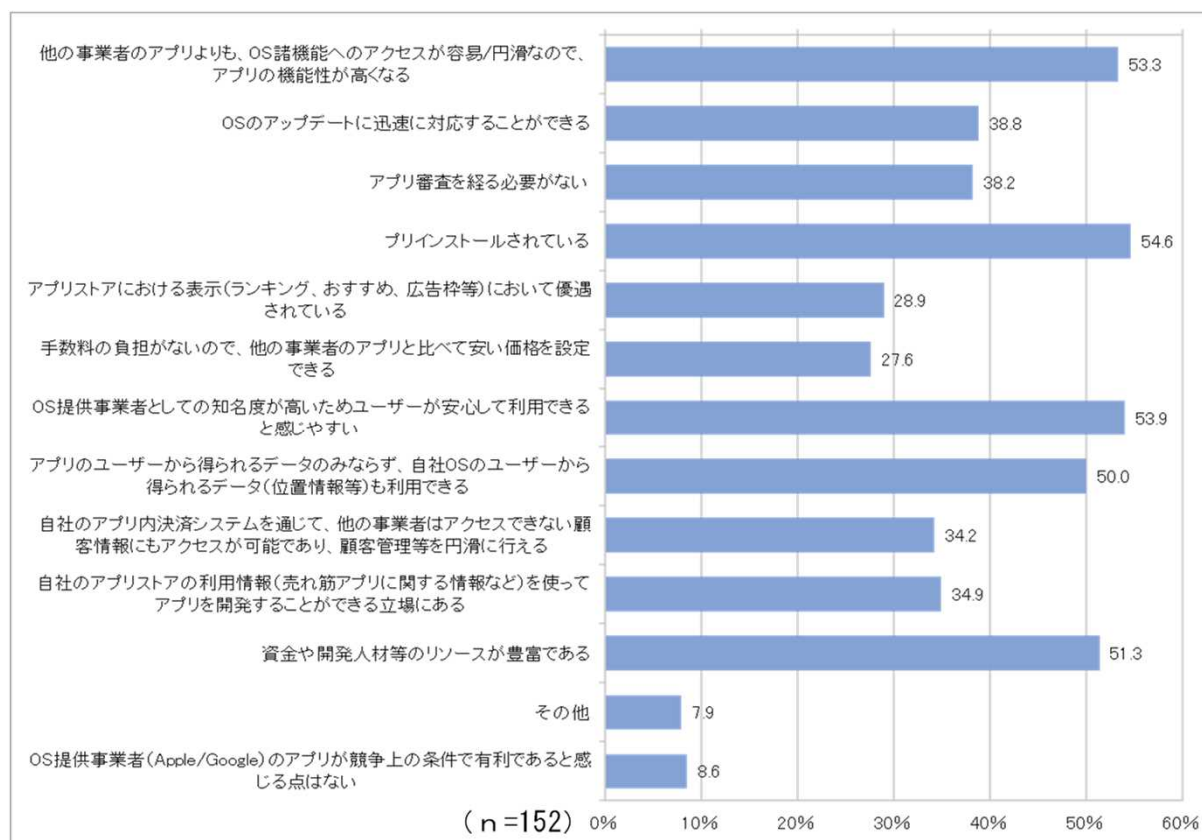
三 ブラウザ 他のウェブサイト事業者が提示するウェブページの当該ブラウザによる表示に伴い当該指定事業者が取得する当該ウェブページの閲覧履歴に係るデータ、当該ウェブページの作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件及び当該他のウェブサイト事業者による取得に関する条件（取得の可否及び方法並びに取得できるデータの内容を含む。）について、当該他のウェブサイト事業者の開示する措置

2 指定事業者は、スマートフォンの利用者による前項各号に掲げる特定ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得する当該利用の状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件について、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該利用者に開示する措置を講じなければならない。

- 事業者アンケートでは、Google 及びApple が提供するアプリがアンケート回答事業者と競合し得る分野の他のアプリと比較して競争上の条件が有利であると感じている理由として、
  - ・「(Google 及びApple のアプリは) **アプリのユーザーから得られるデータのみならず、自社OS のユーザーから得られるデータ(位置情報等)も利用できる**」と回答したアプリ提供事業者の割合は**50.0%**
  - ・「(Google 及びApple のアプリは) **自社のアプリ内決済システムを通じて、他の事業者はアクセスできない顧客情報にもアクセスが可能であり、顧客管理等を円滑に行える**」と回答したアプリ提供事業者の割合は**34.2%**
  - ・「(Google 及びApple のアプリは) **自社のアプリストアの利用情報(売れ筋アプリに関する情報など)を使ってアプリを開発することができる立場にある**」と回答したアプリ提供事業者の割合は**34.9%**

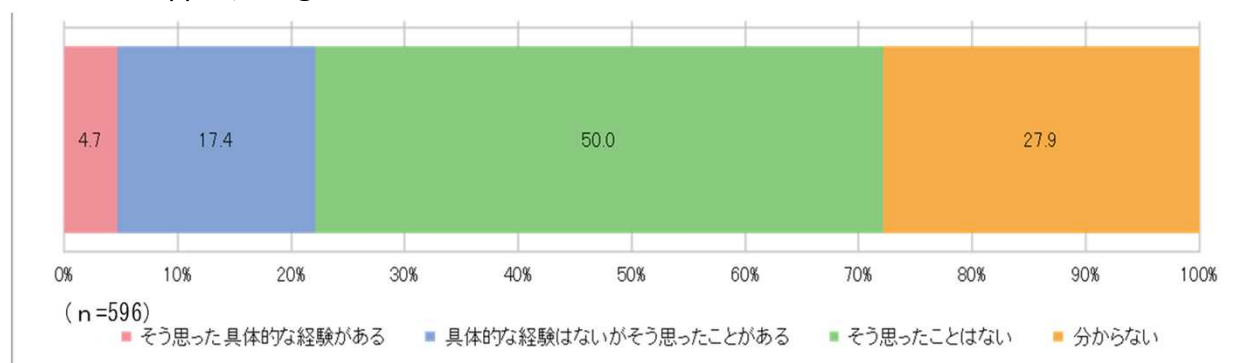
○ Google又はAppleが提供するアプリが、当該アプリと同分野(※)の競合他社のアプリと比較して競争上の条件が有利であると、当該競合他社において感じている理由

(※) 音楽配信/動画配信/電子書籍/決済/ブラウザ/地図/メール/ヘルスケア、フィットネス

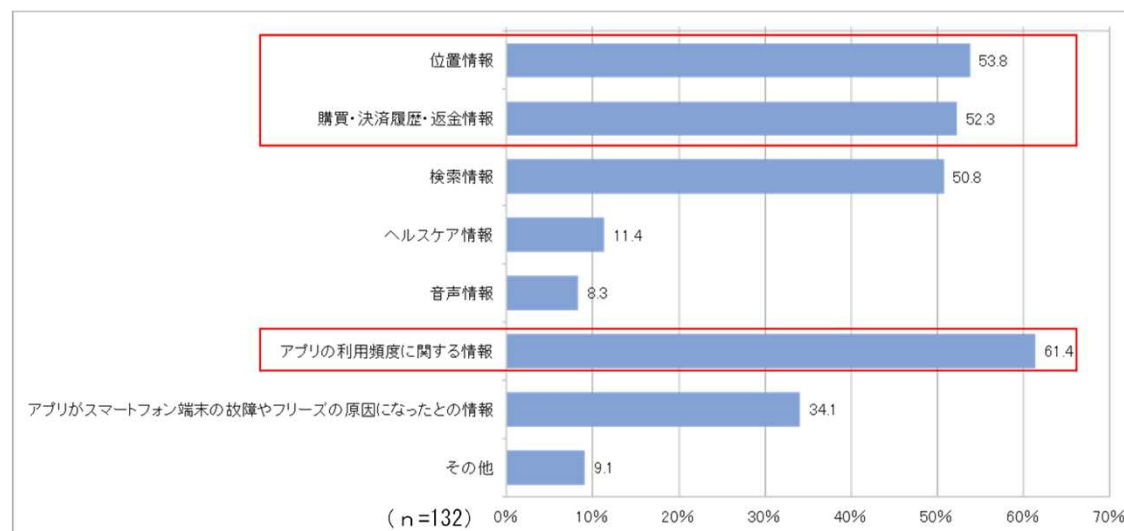


- スマートフォン上で、アンケート回答事業者のアプリの利用の際に生じるデータについて、Google及びAppleが**自身のアプリ開発のために取得・利用していると思った具体的な経験がある又は具体的な経験はないが思ったことがある**と回答したアプリ提供事業者は**22.1%**。
- そのうち、取得・利用されていると思ったことがあると回答があったデータの内訳は、多い順に、**アプリの利用頻度に関する情報**、**位置情報**、**購買・決済履歴・返金情報**。

- ユーザーが回答者のアプリを利用することによって生じる各種のデータ（位置情報、購買・決済履歴、検索情報等）を、モバイルOS提供事業者（Apple/Google）が自身のアプリ開発のために取得・利用していると思うような事態に直面した経験



- モバイルOS提供事業者が自身のアプリ開発のために取得・利用していると思うデータ



### 【Googleの見解】

- Google Playは、サービスを向上させ、高い品質を維持するために、特定のデータを収集することがある。同様に、Googleは、Androidの機能やAndroidのエコシステムの改良を主な目的として、ユーザーの設定次第で、Androidの利用及び診断データを収集することもある。こうしたデータの使用は競争促進的であり、効率性とイノベーションに繋がり、消費者や事業者に利益をもたらす。
- Google Play及びAndroidは、他社によるプラットフォームの使用から生成された非公開のデータについて、当該他社と不正な競争を行うための使用を禁止するポリシーを正式に定めている。ただし、詐欺防止機能の開発など、Google Play及びAndroidのエコシステム全般に資する目的で使用されることはある。
- Google Playのポリシーは、デベロッパーに関する非公開のデータについて、自社のデベロッパーを不正に有利にするために共有したり、その他Google Playのエコシステムに資する目的以外に使用したりすることを禁止している。

### 【Appleの見解】

- App Storeの運営者として、Appleは、他のあらゆる店舗運営者と同様に、エンドユーザーとデベロッパーの両者によるApp Storeの利用によって生じる情報へのアクセスを有している。しかし、他の多くの企業と異なり、Appleはデータの最小化や端末上での処理等の手法を採用し、Appleがユーザーから収集するデータを制限するために多大な努力をしている。
- Appleは、App Storeのデータを、どのようなアプリやサービスを作成するか判断に使用しない。特にiOS（及びApp Store）が世界中のモバイルOSの15%未満であることを考慮すれば、App Storeのデータには限られた価値しかない。さらに、人気のあるアプリに関する情報は、公表された情報源を通じて広く入手可能である。
- ユーザーエンゲージメント、財務業績、課金データを含むApp Storeデータは、アプリの開発に関する意思決定のために、Appleのサービス事業と共有されることはない。
- Appleのデータ解析チームは、App Storeのデータへのアクセスを一元的に管理しており、事前に必要な許可を得ることなくデータが拡散されることを防止する手続を確立している。Appleの自社製アプリの作成に役立てたいという要望のためにApp Storeのデータを使用する旨の請求は、Appleの方針に基づき拒否されることになる。データ解析チームは、既存の全てのデータへのアクセス許可を定期的に監査し、それらのアクセス許可の適切な付与を確保している。

【Google Play デベロッパー販売 / 配布契約（2024.2.5最終更新版）（抜粋）】

### 9. プライバシーおよび情報

**9.1** 本契約に基づくデータの収集または使用は、Google のプライバシー ポリシーに従って行われます。

**9.2** Google は、Google Play、関連サービス、および Google サービスにおけるユーザーおよびデベロッパーのエクスペリエンスの継続的な技術革新と改良のために、Google Play および対象端末から特定の使用統計情報（対象製品、Google Play および対象端末がどのように使用されているかに関する情報を含むが、これらに限定されない）を収集することができるものとします。

**9.3** 収集されるデータは、Google Play、関連サービス、および Google サービスにおけるユーザーおよびデベロッパーのエクスペリエンスの向上を目的として、集約された形で使用されます。デベロッパーは、Google によって収集された特定のデータに Play Console および特定の Google Play API からアクセスできます。Google は、欧州経済領域、スイス、および英国から充分性認定を取得していない国（米国など）への個人情報の送信については欧州委員会の標準契約条項（SCC）を適用しています。Google Play を使用することで、デベロッパーは Google のデータ管理者間のデータ保護規約に同意することになります。デベロッパーが特定の Google Play API を使用する場合、データ送信に関する追加規定、または Google Play API の特定の現行利用規約（Google Play Developer API 利用規約など）が適用されることがあります。

【Apple Developer Program 使用許諾契約（2024.6.10最終更新版）（抜粋）】

### 9.3 Appleに提出された情報は秘密情報とはみなされないこと

Appleは多数のアプリケーションデベロッパおよびソフトウェアのデベロッパと業務を行っており、当該デベロッパの製品の中には、特定のデベロッパのアプリケーションと類似または競合する製品が存在する場合があります。

また、Apple自らが類似または競合する自社のアプリケーションおよび製品を開発する可能性、または将来においてかかる開発を行うことを決定する可能性もあります。

誤解の可能性を避けるため、かつ、本契約で別段の明確な定めがある場合を除き、Appleは、デベロッパのアプリケーションについての情報、ライセンスアプリケーション情報、およびメタデータ（を含みますがこれらに限定されません）、本契約またはプログラムに関連してデベロッパが提供することのある一切の情報（かかる開示情報を「ライセンシーによる開示情報」といいます）に関して、明示、黙示を問わず、秘密保持義務または使用制限に同意することは一切できず、これについての責任を明示的に否認します。

デベロッパは、かかるライセンシーによる開示情報は非秘密情報であることに同意するものとします。

本契約で別段の明確な定めがある場合を除き、Appleは、デベロッパに通知または補償を行うことなく、ライセンシーによる開示情報をすべて自由かつ無制限に使用および開示することができるものとします。

デベロッパは、ライセンシーによる開示情報のいずれかの部分の受領、確認、使用、または開示に起因して発生する可能性があるすべての責任および義務に関してAppleを免責するものとします。

デベロッパがAppleに提出する一切の有形物はAppleの資産となり、Appleは、これらの有形物をデベロッパに返却する義務、またはその廃棄を証明する義務を負いません。

## 14. 一般法的条項 > 14.2 データの収集および使用に対する同意 > D. Appleサービス

Appleの製品およびAppleのサービスをテスト、提供、および改良するために、かつ、本契約に基づきデベロッパがAppleサービスの使用を選択した場合にのみ（および本契約で別段の定めがある場合を除き）、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、Appleサービスから診断情報、技術情報、利用情報、および関連する情報を収集することがあることを認めるものとします。この情報の中には、デベロッパを個人として識別しない形式で、収集されるものもあります。ただし、場合により、Appleは、デベロッパを個人として識別する情報の収集が必要な場合がありますが、Appleが、以下のいずれかのためにかかる収集が合理的に必要であると誠実に信じる場合に限られます。（a）Appleサービスの提供、（b）法的手続または要件の遵守、

（c）本契約の条項の遵守の検証、（d）潜在的な技術上の問題または違反の調査を含む、不正行為の防止、（e）法令により要求または許容されるApple、その開発者、顧客、または一般ユーザーの権利、財産、セキュリティ、または安全の保護。かかるAppleサービスをインストールまたは使用することにより、デベロッパは、Appleとその子会社および代理人が、本条で定めるかかる情報のすべてを収集および使用するためのデベロッパの許可を得たことについて、認め、同意することになります。さらに、デベロッパは、Appleが、パートナーおよび第三者開発者がAppleブランド製品上またはそれに接続して実行する製品およびサービスを改良できるようにする目的で、診断情報、技術情報、ならびに利用ログおよび利用情報（個人識別情報を除く）を共有する場合があることに同意するものとします。

○ モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告 154頁脚注81

81 パブコメにおいては、スマートフォンの周辺機器とiOS向けアプリを開発するサードパーティ・デベロッパ複数社の声として、MFiプログラムにおいてAppleが当該デベロッパに対して、当該機器及びアプリとがiOS上で動くための技術をAppleがライセンスする代わりに、当該周辺機器の開発に関する機密情報をAppleに提供すること、Appleが当該機密情報をApple内で使用することを許容すること、Appleに対して知的財産及び特許の侵害を訴えた場合にはライセンス契約を終了することを条件とする契約を求めた、という情報も寄せられた。

○ モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告 152頁

(3) 社内情報管理に関するApple及びGoogleによる説明

パブコメでは、Apple及びGoogle共に、サードパーティ・デベロッパのデータをファーストパーティ・アプリなどによるサービス提供を行う他の部署と共有することを禁止するポリシーを自社内で定め、サードパーティと競合するためには活用していない、と回答している。加えて、Googleは、内部における情報統制の具体的な仕組みとして、Google内の異なるチームの間で報告システムを分離すること、特定のデータの共有に制限を設けること等が含まれる、と回答している。また、Appleは、App Storeのデータを保護された形で保存して他の部署からのアクセスを制限していると回答している。

なお、これら内部の情報管理に関するポリシーについては公開されておらず、また、事務局とのこれまでのやり取りの中でも、詳しい内容について共有されることはなかった。

## Article 6

2. The gatekeeper shall not use, in competition with business users, any data that is not publicly available that is generated or provided by those business users in the context of their use of the relevant core platform services or of the services provided together with, or in support of, the relevant core platform services, including data generated or provided by the customers of those business users.
- For the purposes of the first subparagraph, the data that is not publicly available shall include any aggregated and non-aggregated data generated by business users that can be inferred from, or collected through, the commercial activities of business users or their customers, including click, search, view and voice data, on the relevant core platform services or on services provided together with, or in support of, the relevant core platform services of the gatekeeper.

## 第6条

2. ゲートキーパーは、ビジネスユーザーとの競争において、ビジネスユーザーがコアプラットフォームサービスまたは当該コアプラットフォームサービスとともにもしくはそのサポートとして供給されるサービスを通じて生成または提供される非公開データ（ビジネスユーザーの顧客が生成または提供するものを含む。）を使用してはならない。
- 第1 文の目的のため、非公開データは、コアプラットフォームサービスまたは当該コアプラットフォームサービスとともにもしくはそのサポートとして供給されるサービスにおけるクリック、検索、閲覧、音声データなど、ビジネスユーザーまたはその顧客の商業活動から推測または収集されるビジネスユーザー生成の集合体データ及び非集合体データを含むものとする。